

## 令和8年度市政だより運送業務公募説明書

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、北九州市が月2回発行（1日号・15日号）する北九州市政だより（以下「市政だより」という。）を、本市が定める「令和8年度市政だより配布日程表（予定）」の配布日（以下「配布日」という。）に、本市が指定する場所に運送するものである。

市政だよりの運送は、この配布日に、限られた時間で多数の場所に遅滞なく全てを完了する必要があり、これまでの実績で、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札を実施する。

### 2 業務概要

（1）業務名 令和8年度市政だより運送業務

（2）業務の詳細な説明

別紙仕様書のとおり

### 3 応募要件

（1）基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地（又は受任地）が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

（2）基本的要件以外の要件

ア 一般貨物自動車運送事業の営業許可を受けていること。

イ 過去5年以内に、1回の配布部数・運送箇所が30万部程度かつ900ヶ所程度で、毎月1回以上の運送業務を6月以上継続して履行した実績があること。

ウ 原則、午前中に全ての運送が完了できること。なお、配布の当日に早朝から

の運送が可能であること。

#### 4 手続き等

##### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎4階  
担当課名 北九州市市長公室広報戦略課  
電話番号 093-582-2236 FAX番号 093-582-2243

##### (2) 説明書に対する質問受付及び回答

###### ア 受付期間

令和8年2月5日から令和8年2月25日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時から12時まで、13時から17時まで

###### イ 受付担当課

（1）に同じ。

###### ウ 回答

受付担当課から回答する。

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和8年2月5日から令和8年2月25日まで（閉庁日を除く。）の毎日、9時から12時まで、13時から17時まで

###### イ 提出場所

（1）に同じ。

###### ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

##### (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市市長公室広報戦略課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。